

## F - 15 戦闘機及び空中給油機の早朝離陸に対する意見書

去る5月2日に、米空軍嘉手納基地所属のF - 15イーグル戦闘機10機（4機は予備機）と支援の空中給油機1機、翌日の3日にも同じくF - 15イーグル戦闘機10機（4機は予備機）と支援の空中給油機1機が、米本国での訓練に参加するため、早朝離陸を行った。3日の離陸は、午前5時36分頃からエンジン調整を始め、また、早朝に近い時間帯の同6時13分から離陸を開始した。

本町議会は、去った4月25日にも深夜、早朝離陸の中止や抗議等を行ってきた。にもかかわらず、米空軍は、私たちの抗議の声を無視し、わずか9日後に再び早朝離陸を強行したことは誠に遺憾である。また、本町砂辺地域においては、速報値で112.1デシベルの騒音が発生し住民の安眠を妨げた。

米軍は、周辺住民への騒音影響が及ぶことを認識しながらも、早朝離陸を繰り返している。本町議会は、事あるごとに関係機関に対し、深夜、早朝の飛行中止や他の基地を經由して深夜、早朝離陸を回避するよう求めてきた。米軍は、抗議に対し、パイロットの安全性や空中給油機の時間調整等を理由に早朝離陸を行っていると答えているが、運用を工夫すれば日中の離陸も可能であり、その努力を怠っている。今回、短期間に早朝離陸を繰り返し実施したことは、地域住民の声を軽視し配慮に欠けた基地の運用であると言わざるを得ず、いかなる理由があるにせよ到底容認できるものではない。

よって、北谷町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

### 記

- 1 運用上の理由や訓練等に伴う深夜、早朝離陸を一切行わないこと。
- 2 欠陥機と指摘されているF - 15戦闘機を即時撤去すること。
- 3 基地の負担軽減を速やかに実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年5月8日  
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣  
外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長